

宣誓・同意書

令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>（以下、「本補助金」という。）の申請に伴い、次の1～3までのいずれにも宣誓し、4～8までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）第9条に基づく交付決定を受けていない場合は本補助金の申請を辞退し、交付規程第9条に基づく交付決定を受け補助事業を実施している又は補助事業は完了したが補助金の支払を受けていない場合は交付規程第15条に基づく補助事業の廃止の申請を行い、交付規程第20条に基づく補助金の支払いを受けていた場合は速やかに全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）に返還します。

1. 交付規程及び全国連又は全国連が本補助金に係る事務を委託した者が定める公募要領等（以下、「交付規程等」という。）に定める補助対象要件を満たしていること
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下、「緊急事態措置」という。）に伴う特別措置の適用を受ける場合、別表に規定する2021年1月以降に発令された緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少していること
※売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入が2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、当該書類について、中小企業庁、全国連、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）及び前3者が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、速やかに提出することが必要である。
3. 本補助金の申請内容全てに虚偽がないこと
4. 自らの業種・施設に該当する業種別ガイドラインを遵守すること
5. 交付規程第22条に基づき、全国連会長が行う是正措置の命令及び全国連会長及び中小機構理事長の指定する者による立入検査等について応じること
6. 提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務のために第三者に提供される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、全国連及び中小機構が申請者の申請内容に記載された情報を第三者に提供する場合を含む。）及び本補助金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、全国連及び中小機構が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
7. 国や自らの事業所等が所在する地域の地方公共団体等が行う、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する調査の協力要請があった場合に、最大限協力すること
8. 交付規程等に従うこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者の氏名（自署）

☐ 緊急事態措置に伴う特別措置の適用を受ける場合（左記のボックスにチェック）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置（2021年8月25日現在）

	緊急事態措置が実施された月	緊急事態措置が実施された地域
1	2021年1～3月※	栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
2	2021年4～6月	京都府、大阪府、兵庫県
3	2021年4～9月	東京都
4	2021年5～6月	愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県
5	2021年5～9月	沖縄県
6	2021年8～9月	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県

※緊急事態措置が途中で解除された地域も含む